



Aoba NEWSLETTER

V o l . 87

2021 年 10 月 12 日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ：

香港：香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL：(852)2850 8990 FAX：(852)2850 7151

北京：北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL：(86-10)6522 8158 FAX：(86-10)6512 7168

広州：広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL：(86-20)3878 5798 FAX：(86-20)3878 5337

目次

「個人情報保護法」の正式公布.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	9
「契税法」実施後、優遇政策の関連問題に関する公告.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11
人力資源社会保障部と最高人民裁判所よる時間外労働紛争における典型例の発表	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	15
市場監督管理における重大な違法にかかる信用失墜名簿の管理弁法	16
【背景】.....	16
【影響】.....	16
【主要内容】.....	16
【法規リンク】.....	16
中華人民共和国における市場主体の登録管理に関する条例	17
【背景】.....	17
【影響】.....	17
【主要内容】.....	17
【法規リンク】.....	18

「個人情報保護法」の正式公布

【背景】

2021年8月20日開催された第13回全国人民代表大会常務委員会第30回会議では、「個人情報保護法」が可決され、2021年11月1日を以って施行されることとなった。これは中国初の個人情報保護分野における特別法律である。当該個人情報保護の特別法律は、社会から注目された数多くの話題に応じたものとなっている。例えば、「ビッグデータ殺熟」¹を明確に禁止し、機微な個人情報の保護を強化することなどである。中国での個人情報保護は新たな時代を迎えたと言える。

【影響】

「個人情報保護法」とは、個人情報保護分野における基礎法律として、個人情報の取り扱いにおける個人の権利を厳格に保護し、個人情報の取り扱う上で各当事者の責任義務を明確にしておき、個人情報の合理的な利用を促進させ、関連産業の発展を保護、個人情報取扱者を全面的に規範化し、関連企業のコンプライアンス管理に対してより高い要求が出されている。

【主要内容】

「個人情報保護法」は、合計8章74条から構成され、関連法律を基にした上、同法は個人情報保護に遵守すべき原則と個人情報の取扱規則をさらに細分化・完全化し、個人情報取り扱い活動における権利と義務の区別を明確にし、個人情報保護活動の体制とメカニズムを健全化している。具体的な内容は以下の通りである。

個人情報の保護原則の確立

「個人情報保護法」は国際経験を踏まえ、中国の実際状況に合わせた上、個人情報の取り扱いに遵守すべき原則を確立し、個人情報の取り扱いは合法、正当、必要と誠実の原則に則るべきであることを強調している。こちらの原則について、具体的に説明すると、明確、合理的な目的を持ち、且つ取扱目的と直接関連すること、個人権益への影響を最低限にする方法を採用すること、取扱目的を実現するための最小範囲に限られること、及び取扱規則を公開し、情報品質を保証し、安全保護措置を講じること等である。

¹「ビッグデータ殺熟」とは、ビッグデータを活用し、同じような条件のユーザーに対して意図的に表示価格に差をつける行為を指す。

権益保護のための取り扱い行為の規範化

「個人情報保護法」は、個人情報取扱行為の規範化と個人情報権益の保護をめぐって、「告知・同意」を中心とした個人情報取扱規則が定められている。また、「個人情報保護法」では、個人情報取扱者は機微な個人情報の取り扱いや、他人に個人情報を提供もしくは公開し、また越境で個人情報を転送する際に個人の同意を得ないといけないことが要求されており、個人情報取扱者が過度に個人情報を収集してはならず、個人が同意しないことを理由とし製品やサービスの提供を拒否してはならないことを明確にしている。また、個人に同意を撤回する権利を与え、個人が同意を撤回した後、個人情報取扱者は個人情報の取り扱いを中止し、または直に該当の個人情報を削除しなければならない。「個人情報保護法」は、公共利益の維持と社会の正常生産・生活の保護の視点から、個人の同意を得る以外の個人情報を合法的に取り扱える特定の状況に規定を定めた。その他、個人情報保護法では、実践中よく発生している個人情報の共同取扱と委託取扱などの状況に対してもそれぞれ関連規定が定められた。

自動化された意思決定の規制化における「ビッグデータ殺熟」の禁止

現在、ビッグデータを利用し、消費者の個人消費特徴を分析することによって、ビジネスマーケティングに用いる企業が増えている。一部の企業は消費者の経済状況、消費習慣、価格感度などの情報を把握することによって、消費者に対して取引価格などの面で差をつけ、消費者を惑わし、詐欺的な行為を行っている。その中、最も典型的なのが世に言われる「ビッグデータ殺熟」である。これに対して、個人情報保護法は、個人情報取扱者が個人情報を利用し自動化された意思決定を行う際に、意思決定の透明性と結果の公平性・公正性を確保し、取引価格などの取引条件について個人に不合理な差別的な取り扱いをしてはならないと明確に定められた。

機微な個人情報の厳格な保護

「個人情報保護法」は生体情報、宗教・信条、特定の身分、医療健康、金融口座、移動履歴などの情報を機微な個人情報としている。個人情報保護法は、特定の目的及び十分な必要性があり、且つ厳格な保護措置が講じられている場合に限り、機微な個人情報を取り扱うことができるが、事前に発生し得る影響を評価し、個人に取り扱う必要性と個人権益への影響を伝える必要がある。1つ注目すべきなのは、未成年者の個人情報の権益と心身健康を守るために、個人情報保護法では、14歳未満の未成年者の個人情報は機微な個人情報として特別に取り扱われ、厳格に保護されるものとなっている。また、未成年者保護法の関連規定と連結し、14歳未満の未成年者の個人情報の取り扱いは未成年者の両親又は他の後見者の同意を得なければならないと要求された。

国家当局による情報取り扱い行為の規制

国家安全の維持、犯罪者の処罰、経済・社会事務の管理などの役割を果たすために、国家当局は大量の個人情報を取り扱う必要がある。個人情報権益を保護することと個人情報安全を保護することは国家当局の義務と責任である。これに対して、「個人情報保護法」では、当局が個人情報を取り扱う行為に対して特別な規定が定められ、当局が個人情報を取り扱う行為において本法律を適用し、且つ個人情報を取り扱う際に、法律、行政法規により規定されている権限と手順に従い、法定職責の履行に必要な範囲と限度を超えてはならないことが特別に強調された。

個人への十分な権利の付与

「個人情報保護法」は、個人が個人情報取扱行為における各権利（個人情報の処理規則を知り、処理事項、同意と同意の撤回、および個人情報の照会、複製、訂正、削除など含む）を、総括的に知る権利、並び決定権に引き上げて、個人が個人情報の処理を制限する権利を有することを明確にしている。同時に、インターネットのアプリケーションやサービスが多様化している実情に適応して、日々増加するプラットフォームを越えて個人情報を移転する需要を満たすために、「個人情報保護法」は個人情報のデータポータビリティの権利を原則的に規定しており、国家ネット情報部門の規定条件に合致する場合、個人情報処理者は個人にその個人情報を移転するルートを提供しなければならないことを要求している。また、「個人情報保護法」は、故人の個人情報の保護についても特別な規定を設けており、故人の生前有していた意思を尊重する前提で、その近親者は自身の合法的、正当な利益のために、故人の個人情報に対して閲覧、複製、訂正、削除などの権利を行使することができることを明確にしている。

個人情報処理者に対する義務の強化

個人情報処理者は個人情報保護の第一責任者である。これにより、「個人情報保護法」は、個人情報処理者が個人情報の処理活動に対して責任を負うとともに、必要な措置を講じて、処理される個人情報の安全を確保ことが強調する。その上で、個人情報保護法は、個人情報処理者のコンプライアンス管理や個人情報の安全保障などの義務を明確にするための特別定款を設けている。個人情報処理者に対して規定に従って内部管理制度と操作規程を制定する。適切な安全技術措置をとり、指定された責任者はその個人情報処理行為を監督し、定期的にその個人情報活動に対するコンプライアンス監査を行う。機微な個人情報の処理や、個人を利用して、自動化方策を行う。個人情報の対外的な提供または公開などの高いリスク処理活動に対して、事前影響評価を行うや、個人情報漏洩の通知と救済義務を履行する。

大型ネットプラットフォームへの特別義務の付与

個人情報の取り扱いにおいては、インターネットプラットフォームより、プラットフォーム内の経営者に個人情報を処理ための基礎技術サービスを提供し、基本的な処理ルールを設定することが、個人情報保護の重要な一環である。そのために、「個人情報保護法」は重要なインターネットプラットフォームサービスを提供し、利用者数が膨大で、業務類型の複雑な大型インターネットプラットフォームの個人情報処理者に対して、特別な個人情報保護義務を設けた。主に以下の内容が含まれている：

- 国の規定に従って、適正な個人情報保護制度を確立・健全化し、第三者から構成される独立機構を成立し、個人情報の保護状況に関する監督を受ける。
- 公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォームのルールを制定する。
- 個人情報取り扱いのコンプライアンスを嚴重に違反したプラットフォーム内の製品またはサービスの提供者に対して、サービスの提供を停止する。
- 個人情報保護に関する社会責任報告を定期的に発表し、社会の監督を受ける。

個人情報保護法の上記規定は、大型インターネットプラットフォームの経営業務の透明性を高め、プラットフォーム管理を充実させ、外部監督を強化し、全社会が共同で参加する個人情報保護機構を形成することを目指している。

個人情報のクロスボーダーの流れの規制

「個人情報保護法」は、まず国内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的とする、または国内の自然人の行為を分析・評価するなどの、中国国外で国内の自然人の個人情報を処理する活動が本法を適用対象とすることを明確にし、そして上述の状況に合致する海外の個人情報処理者が中国国内に専門機関を設立する、または代表を任命することによって、個人情報保護に関連事務を担当するように要求している。

第二に、海外に個人情報を提供するルートを明確にした。ルートには、国家ネット情報部門による安全評価、専門機関による認証、標準契約の締結、又は中国が締結または参加した国際条約と協定における関連規定に従うことなどを含む。

第三に、個人情報処理者は、国外の情報受取者による情報処理作業が本法で規定された個人情報保護基準を満たすことを保証すべく必要な措置を取らなければならない。

第四に、国境を越える個人情報の提供に対する合意定義（「告知・同意」）に対して、より厳格な要求を行い、個人の知る権利、決定権などの権利を確実に保障する。

第五に、国家主権、安全と発展の利益を守るために、国境を跨いだ個人情報提供に対する安全評価、国外司法または法律執行機関に対する個人情報提供、個人情報提供に対する制限措置、外国からの差別的な措置に対する対策などについて規定を設けた。

科学的に健全な民事責任制度及び民事公益訴訟の規定

「個人情報保護法」の規定に基づき、個人情報処理で個人情報権益を侵害し、当事者に損害を与え、個人情報処理者は自分に過ちがないと証明できない場合、損害賠償などの権利侵害の責任を負わなければならない。個人情報の権益を侵害し、損害を与えた場合の損害賠償責任は、個人がそれによって受けた損失または個人情報処理者がそれによって得た利益によって確定する。個人が受ける損失と個人情報処理者の利益は確定しにくい場合、実際の状況に応じて賠償額を確定する。個人情報処理者が個人情報保護法の規定に違反して個人情報を処理し、多くの当事者の権益を侵害した場合、人民検察院、法律で規定された消費者組織または国家ネット情報部門が確定した組織は、法により人民裁判所に訴訟を提起することができる。

【法規リンク】

《個人情報保護法》

http://www.cac.gov.cn/2021-08/20/c_1631050028355286.htm

「契税法」実施後、優遇政策の関連問題 に関する公告

【背景】

「中華人民共和国契税法²」が9月1日から施行されたことに続き、財政部、税務総局は、「契税法実施後の優遇政策の関連問題に関する公告」を発表し、継続施行、廃止、もしくは失効する契税優遇政策を明確にした。

【影響】

「契税法」の実施を確保し、さらに納税サービスを最適化し、契税の徴収管理を規範化させるために、税務総局は「公告」を発行し、契税の納税申告、税金の査定徴収、税金還付などの納税サービスと徴収管理規定を明確にし、納税者と最前線の税務官に政策根拠とサービスガイドを提供した。

【主要内容】

- 一、夫婦離婚による共同財産分割で土地所有権、不動産所有権が変更された場合、契税を免除する。
- 二、都市部の労働者が規定に従って初めて公有住宅を購入する場合、契税は免除される。

公有制単位³は従業員の住宅を保証するために資金を集めて住宅を建設する方式で建設された普通住宅、または企で購入した普通商品住宅⁴は、県級以上の地方人民政府の住宅改革部門の承認を経て、国家住宅改革政策に基づいて当企業の従業員に販売された際、当従業員は初めて住宅を購入した場合、当該住宅は公有住宅と見なされ、契税が免除される。

既に購入した公有住宅に対して、追加で土地所有権譲渡金を支払って完全財産権住宅に転換された場合、契税は免除される。

² 中華人民共和国の国境内で土地所有権、不動産の譲渡の引き受ける側が、法に従って契税を納付する必要がある。(源自百度百科:在中华人民共和国境内转移土地、房屋权属,承受的单位和个人为契税的纳税人,应当依照《中华人民共和国契税法》规定缴纳契税。)

³ 中国語の「単位」とは、職場・勤務先のことであり、政府機関、学校、企業などの団体組織に相当するものである。

⁴ 「商品住宅」とは、1990年代からの住宅制度の改革開始後、不動産開発会社より建設され、一定の利潤を確保して市場価格で販売する住宅ことである。日本語の「分譲マンション」に相当する。

三、外国銀行支店⁵は「中華人民共和国外資銀行管理条例」などの関連規定に基づき、外資独資銀行(またはその支店)に変更され、改制後の外資独資銀行(またはその支店)が元の外国銀行支店の不動産所有権を引き受けた場合、契税が免除される。

四、上記の政策のほかに、公告はその他継続して実行する契税の優遇政策文書を列挙し、継続して実行するその他の契税優遇政策は、元の文書の規定に従って実行する。

【法規リンク】

財政部、税務総局による「契税法実施後、優遇政策の関連問題に関する公告」

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n375/c5168587/content.html>

⁵「外国銀行支店」と、「外資独資銀行」の違いは、主に設立の際の出資者(外国銀行)の条件、及び業務範囲にある。外資独資銀行は、外国銀行支店と比べ、銀行カード業務に従事することができ、更に全面的な人民元業務を経営することもできる。

(参考資料: <https://www.zhihu.com/question/40874768>)

人力資源社会保障部と最高人民裁判所よる時間外労働紛争における典型例の発表

【背景】

時間外労働は、労働紛争の引き金となることが多く、且つ労働関係の調和や社会の安定に影響を与える可能性が非常に高いと思われる。今回、人力資源社会保障部と最高人民裁判所は共同で時間外労働紛争の典型的な事例を発表したのは、法律違反しないように雇用主へリスクを提示し、及び法に則った雇用規制を推進する一方、権利者が権利を守るために期待されることを明らかにし、合法的且つ合理的に権利を守るようと労働者を指導するという目的である。

【影響】

今回、時間外労働紛争に関する典型的な事例が発表されたことで、労働時間と時間外労働報酬の法的適用基準がさらに明確になっただけでなく、企業の労務管理に標準的なガイドラインを提供することができた。

【主要内容】

事例1、労働者が違法な残業要求を拒否した場合、雇用主は雇用契約を解除できるか

裁判意見：労働者の休息権の実現を確保するために、中国の法律では長時間労働の上限が明確に規定されている。企業の規則や雇用契約書に、労働時間は午前9時から午後9時まで、1週間の労働日数は6日と規定することは、明らかに労働時間延長の上限に関する法律に違反しており、無効とみなされる。したがって、法律に違反した時間外労働を拒否することは、労働者の正当な権利と利益を守るためであり、雇用者はこれを理由に雇用契約を解除することはできない。

事例2、労働者が雇用主との間で残業代を放棄する協議を締結した場合、残業代を請求することは可能か

裁判意見：残業代とは、労働時間を延長した場合の労働者への報酬のことで、中華人民共和国の労働法では、雇用主は労働者に残業代を支払う責任があると明確に規定している。雇用主は、雇用契約の締結において支配的な地位を利用し、従業員に残業代を放棄すると一方的に作成した書式に署名するようと要求することは、法律の規定と公平性の原則に違反、報酬権利と利益を侵害しており、無効とみなされるべきである。したがって、労働者は雇用主と残業代を放棄する契約を結んだとしても、法律に基づいて残業代を請求する権利がある。

事例3、雇用主が定款に従って残業承認を行わなかった場合、労働者が残業した事実を否定できるか

裁判意見:実際に雇用主は残業代を支払っていないので、裁判所は、出勤記録、WeChat の会話記録、業務会議の議事録などを、残業の事実を認定することができます。雇用主は、支配的な立場を濫用し、故意的に残業承認手続きを行わず、労働者の合法的な権利と利益を侵害することはできない。また、労働者の合法的な権利や利益が侵害された場合、権利保護のための関連する証拠を保存することに注意すべきである。

事例4、雇用主が労働者と給与パッケージ制の実施に合意していた場合、雇用主は法律に基づいて残業代を支払う必要があるか

裁判意見:給与パッケージ制とは、法定の標準労働時間と残業代を雇用契約で取り決めた報酬金配分方法のことで、残業が多く、且つ残業時間が固定されている一部の業種に多く見られる。パッケージ制を採用している企業について、現地の最低給与標準に基づき、労働者の実際の労働時間に法定倍数をかけて算出した残業代が、パッケージ給与と現地の最低給与との差額よりも低い場合、雇用主は法律に基づいて残業代を全額支払っていないと認定され、雇用主は法律に基づいて補償しなければならない。

事例5、雇用主が労働者と追加業務において合意に達していない場合、労働者は拒否する権利があるか

裁判意見:雇用契約を変更する際に、合法性、公正性、平等・自発性、合意達成、誠実信用の原則に従うべきである。仕事量や労働時間の変更は、労働者の休息権に直接影響を与えるものである。大幅な変更が発生する場合、雇用主は労働者と協議すべき、強迫もしくは強迫のような手段をとるべきではなく、尚更、法律の規定に違反してはならない。

事例6、残業代の支払いに関する紛争処理の立証責任を如何に分担すべきか

裁判意見:労働者が残業代を請求する場合、「請求する者は証拠を提出すべき」の原則に基づき、残業の事実があることを示す証拠を提出するか、関連する証拠が雇用主の管理下にあることを示す証拠を提出する必要があるとしている。雇用主が証拠を提出すべきなのにそれを行っていない場合、時間外労働の事実が存在すると推定することができる。

事例7、時間外労働中に労働者が職場で負傷した場合、雇用主と労働者派遣会社が連帯して賠償責任を負うべきか

裁判意見:労務派遣において、時間外労働中に労働災害が発生した場合、雇用主と労働者派遣会社の両方にも責任があり、連帯して賠償責任を負うべきである。労働者が雇用主および労働者派遣会社と補償契約を締結したら、補償契約が法律および行政法規の規定に違反し、詐欺、強制、または他人の難儀につけこむ場合、当該補償契約は有効とはみなされない。また、補償契約に重大な誤解、または明らかに不当であるとみなれる場合、労働者は法律に従って取消権を行使できる。具体的には、労働者が社会保険行政部門から業務上の負傷と認定されることなく補償契約が締結され、補償契約で合意された補償額が法定の労災保険治療基準よりも著しく低い場合、雇用主はその差額に対して補償しなければならない。

事例8、就業規則という形で雇用主が時間外労働の事実を否定することが有効か

裁判意見:雇用主が策定した合理的、且つ合法的な規則や規定は、雇用主と労働者の権利と義務を決定するための基礎として用いることができる。ただし、雇用主が不合理な規則の形で労働者の残業の事実を否定している場合、当該規則などは無効とみなされるべきである。裁判所は、出勤簿や勤務体制の記録などの証拠を組み合わせることで残業の事実を判断することができる。

事例9、残業代が精算済みであることを確認するために退職書類に署名した後、労働者が未払い残業代を請求することができるか

裁判意見：雇用主は、その後の給与支払い、離職証明書の発行、ファイルの移行、社会保険関係の移行などにおいて支配的な立場を利用して、労働者が離職証明書に署名して残業代を含む権利を放棄することを強制、もしくは残業代が全額支払われていないのに残業代が全額支払われたことを確認したと労働者に署名させたりしていた場合、残業代が精算されたことを確認したと退職書類に署名したとしても、労働者は雇用者に残業代を請求する権利がある。

事例 10、残業代請求の仲裁の時効はどう判断すべきか

裁判意見：仲裁時効は、一般時効と特別時効に分かれており、労働関係が存在する間の労働報酬の滞納による労働紛争が発生した場合は、特別時効が適用されるべきである。すなわち、労働関係が存在する間の労働報酬の滞納による案件の仲裁時効は、「雇用主が権利の侵害を知り、または知るべきであった日から1年」に限定されない。ただし、雇用関係が終了した場合は、雇用関係が終了した日から1年以内に請求しなければならないとされている。残業代は労働報酬の一種であり、紛争の処理には特別な時効が適用されるべきである。

【法規リンク】

「人力资源社会保障部 最高人民法院 共同で労働・人事紛争の典型的な事例(第2集)を発行することに関する通知」

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi /zcwj/diaojiezhongcai/202108/t20210825_421600.html

市場監督管理における重大な違法にかかる 信用失墜名簿の管理弁法

【背景】

国家市場監督管理総局局長の張工氏は第 44 号国家市場監督管理総局令に調印し、「市場監督管理における重大な違法にかかる信用失墜名簿の管理弁法」を正式に公布し、2021 年9月1日から施行される。

【影響】

「市場監督管理における重大な違法にかかる信用失墜名簿の管理弁法」は、市場秩序における根強い問題に対して、強いパンチを浴びせる強力な措置を講じたものである。信用の制約と信用喪失の懲戒を強化し、大衆の問題点とガバナンスの困難を解決することに力を入れ、真剣に市場監督管理措置を着実に実施する。「ぶら下がっている利剣」(市場監督管理の警告作用)を実現し、市場主体が警戒心を持ち、畏敬の念を持つ、規則を守る、法を守る誠実な経営意識とレベルを高める。

【主要内容】

新たに改正された「市場監督管理における重大な違法にかかる信用失墜名簿の管理弁法」は、重大な違法信用喪失名簿の組み入れ範囲を拡大する。偽物を本物と偽ったり、粗悪品を優良品と偽ったり、不合格製品を合格製品と偽ったりする、製品品質監督抜き取り検査に不合格であり、再検査を経ても不合格である。虚偽又は重大な虚偽の検証、検査、認証、認可結論等の品質安全分野の違法行為及び商業中傷、低価格ダンピング、価格競り上げ等の公平な競争秩序を破壊する違法行為については、いずれも重大な違法信用喪失名簿に組み入れられる。

【法規リンク】

「国家市場監督管理総局令第 44 号市場監督管理の重大な違法にかかる信用失墜名簿の管理弁法」

<http://xinjiang.ipraction.gov.cn/article/zcfg/202108/351006.html>

中華人民共和国における市場主体 の登録管理に関する条例

【背景】

近日、国務院は「中華人民共和国における市場主体の登録管理に関する条例」(以下、「条例」と略称する)を公布し、2022年3月1日から施行することとした。「条例」は、各種の市場主体の登録管理を統一し、規範化させるために中国で制定、公布された最初の行政法規であり、各個別法律法規における市場主体の登録管理に関する制度を最適化と統一し、中国における市場主体の登録管理に関する基本的な制度を確立した。

【影響】

「条例」の公布・施行は、各種の市場主体の正当な権利・利益を保護し、市場の予期と信頼を安定させ、起業・イノベーションを促進するための重要な施策であるとともに、中国の商事制度改革の成果をコンソリデーション・拡大し、市場主体の登録管理のためのより成熟し、確立された基本的な制度の整備を促進するための急務でもある。

【主要内容】

(一) 登録プロセスを最適化し、登録効率を高め、その場での手続き完了、一回限りの手続き完了、時間制限のある手続き完了などの制度を推進し、集中処理、近くでの処理、オンライン処理、オフサイトでも処理可能を実現する。

(二) 登録機関は、政務情報共有プラットフォームを通じ、入手可能な市場主体の登録関連情報を申請者に重複提供することを要求してはならない。

(三) 登録機関は、申請資料に対する形式審査を行う必要がある。申請資料に不備がなく、法定形式に準拠している場合、その場で確認・登録を行う。その場で登録できない場合、3営業日以内に登録しなければならない。状況が複雑な場合、承認を得たうえさらに3営業日延長できる。申請資料に不備がある、または法定形式に準拠していない場合、補足・修正が必要な資料を一括で申請者に通知する必要がある。

(四) 電子商取引経営者の経営場所登録を利便化させる。電子商取引プラットフォーム内における自然人経営者は、国の関連規定に従い、電子商取引プラットフォームが提供するオンライン経営場所を経営場所として使用できる。

(五) 自然災害や事故災難、公衆衛生事件、社会安全事件などにより経営が困難になった市場主体が、一定期間内に休業することを認める**休業制度が初めて設けられた**。その目的は、経営難に陥っている企業にバッファリング的な制度選択を提供し、市場主体の維持コストを削減することである。

(六) **簡易な登記抹消プロセスを推進する**。債権債務がない、または債権債務を精算完済し、精算・返済費用、従業員賃金、社会保険料、法定賠償金、未払税金(延滞金、罰金)が発生していない、または完済した市場主体に関し、投資者全員より書面承諾し、且つ国家企業信用情報公示システムを通じ満 20 日間公示完了後に、簡易なプロセスに基づき、登記抹消を行うことができる。個人事業主が簡易なプロセスに基づき、登記抹消を行う場合、公示必要がない。

(七) **偽りの登録を抑制する**。重要な事実を隠蔽するために偽りの資料を提出した、またはその他の詐欺手段を講じたことによって市場主体の登録を得たことに関し、偽りの市場主体登録によって影響を受けた自然人、法人およびその他組織は、登録機関に対し市場主体登録の取り消しを申請できる。登録機関は、受理した後、速やかに調査を行い、調査を経た上で偽りの登録状況が存在していると判断された場合、市場主体の登録を取り消すべきである。

【法規リンク】

「中華人民共和国における市場主体の登録管理に関する条例」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-08/24/content_5632964.htm#